

第34回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後2時00分から午後4時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	13	福井 幸生
委員	3	田畑 啓之助	委員	14	今井 百合
委員	4	保井 章	委員	15	川村 克己
委員	5	林 廣美	委員	16	寺田 勝典
委員	6	伴 慎也	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 議席 7番 小倉 剛
議席12番 田井中 勲

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席15番 川村 克己 委員
議席16番 寺田 勝典 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第155号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第156号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第157号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第158号 農用地利用集積計画の決定について

○議案第159号 甲賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

○議案第160号 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者(5名)

事務局長 地平 勝弥

局次長 村田 浩司

係長 澤田 均

係長 谷川 智彦

主事 澤山 昌宏

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番小倉剛委員と議席12番田井中勲委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席15番川村克己委員と、議席16番寺田勝典委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第155号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号1について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第155号、整理番号1について説明します。議案書は2ページ、調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は高齢による体調不良により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接所有者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号1については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

岡崎推進員とともに、4月4日に現地を確認し、譲渡人から聞き取りを行いました。登記簿上は田ですが、現況は畑であり、野菜を栽培されています。平成7年ごろの市道改修工事で、大部分の土地が道路用地に提供され、狭隘な三角地29平方メートルが残地となり、現在に至っております。申請者である譲渡人は、高齢となり、体調不良と相まって、農地の維持管理が困難となったことから、隣地で野菜を栽培されている譲受人との間で、無償贈与することで、双方が合意に

至り、今回の申請となりました。当該土地は今後、譲受人が自己所有の畑とともに一体で継続して野菜を栽培される予定です。当該土地の権利移転は特に問題もなく、許可することが妥当であると思料されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号7岡崎です。

譲受人と譲渡人は、隣地同士でもあり、信頼性も厚く、何ら問題はなく、妥当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号1について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号1については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号2について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2について説明します。調書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域外の白地農地です。

譲渡人は高齢による体調不良により農業の縮小を考えていたことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号2については、議席17番瀧井委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号17番瀧井です。
- 3月7日、農地利用最適化推進委員とともに現地確認を行い、譲受人の家族より説明を受けました。譲渡人は高齢であるとともに後継者もないことから、農業縮小を考え、譲受人の家族に相談されたところ、譲受人が農業の魅力化や地域の特産品を作り、伝統作物のブランド化の構想を検証してみたいという思いから、農地の取得を決められたようです。
- 4月1日から下限面積の要件が廃止されたことにより、小規模の農地から農業に取り組むことができることとなり、今回の申請となりました。周辺には畑と住宅が広がっており、隣接して家族の所有する畑と住宅があります。効率的な農地の利用と、周辺農地への影響や問題点がないこと、改良組合長の同意も得られていることから、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号11富川推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号11富川です。
- 申請地は、現在綺麗に保全管理されており、いつでも耕作ができる状態であり、農地利用の最適化の点では問題ありません。特に補足はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号2について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号2については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号3について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号3について説明します。調書は3ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、居住が遠方により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号3については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番林です。

小規模の田ですが、移住し耕作されます。人口が減っていく中で、地域住民が増えることは大変喜ばしいことです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号15本間推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号15本間です。

5月8日に林農業委員と現地確認しました。空き家状態になっていますが、住宅の裏手にある畑で耕作されます。綺麗に整備されており、いつでも耕作が始められる状態です。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 松下委員。

松下農委 8番松下です。

譲受人は市外の住所ですが、移住して来られるのですか。

事務局 譲受人は、隣接住宅を買い受けし、定住し耕作されます。

議 長 松下委員、よろしいですか。

松下農委 はい。

議 長 他に、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号3について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号4については、整理番号5および整理番号6と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4、整理番号5、整理番号6について順に説明します。調書は3ページ、4ページ、整理番号4の参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

高齢により耕作継続が難しくなり、農地の処分を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号5について説明します。調書は4ページ、参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

会社勤務により耕作継続が難しくなり、農地の処分を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。なお、当該譲受人は整理番号4と同一人であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号6について説明します。参考図は7ページ、9ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。なお、当該譲受人は整理番号4の子にあたり、父と同様に申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

整理番号4、5、6について、申請内容を審査した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号4および整理番号5、整理番号6については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。
3月2日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。譲受人は専業農家で後継者もおられ、何年も前から耕作されておられます。このまま耕作を続けていかれるため、売買が成立しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、区域番号21服部推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号21服部です。
事務局および奥村農業委員の説明どおりで、特に補足事項はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

議 長 保井委員。

保井農委 4番保井です。
整理番号4と整理番号5、それと整理番号6とは住所は同じですが譲受人の氏名が違うのは理由がありますか。

担当農委 整理番号4と整理番号5の農地については隣接していますが、耕作がやりづらく、父が耕作しやすいよう暗渠排水等を整備したのち、子に譲渡されます。

保井農委 わかりました。

議 長 松下委員。

松下農委 8番松下です。
経営面積について、同じ面積となっていますが、その根拠は何ですか。

事務局 農家台帳からの経営面積の掲載です。主たる方が、整理番号4および整理番号5の父にあたる方で、整理番号6の子は、従事者です。それぞれ分けるのではなく、主たる方の面積を掲載しています。

松下農委 わかりました。

議 長 他に、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号4について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号5について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号6について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号7については、**案第157号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」**の整理番号6と関連がございますので、一括審議といたします。

事 務 局 整理番号7および議案第157号、5条調書、整理番号6について一括して説明します。参考図は10ページ、11ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

譲渡人は高齢により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて季節野菜および果物の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続いて5条調書について説明します。議案書は8ページ、調書は9ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、住宅を目的とする、農地の売買です。新たな造成工事はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理するほか、既設水路に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 3条調書、整理番号7および5条調書、整理番号6については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

当該地は、空き家バンクに登録されています。譲受人の住所が市外とありますが、勤務先の関係で移住を考えておられ、これを機に野菜づくりを始めたいとのことで住まいを探しておられ、契約に至りました。また、購入にあたり農地情報を調べられたところ、農地転用がなされずに小屋を建てられていたことがわかり、譲渡人から顛末書で添付されています。

新たに移住されてこられます。地域住民の方に理解されているか心配でしたが、最適化推進委員に聞いたところ、前もって地域の方にご挨拶もされているようで、地域の理解も得られていると考えます。許可相当と判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号22清水推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号22清水です。

2月4日に緩利農業委員と現場確認日後、農事改良組合長とと近隣の方に現状を確認しました。長らく空き家でしたがお住まいになられること、また隣接のお住まい老夫婦も大変喜ばれています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号7および5条調書、整理番号6については、一括して採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、3条調書、整理番号7および5条調書、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号8について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8について説明します。参考図は12ページ、13ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

申請地は不耕作であり、遠方に居住していることから農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を新規取得し自給自足の暮らしを考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号8については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

下限面積がなくなり、空き家バンクを通しての住宅の取得に伴う農地の取得で今回の申請となりました。譲受人は、田舎ぐらしがしたいと、物件を探しておられました。そして横にある畑で意欲的に菜園づくりをされるようです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号23杉本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号23杉本です。

譲渡人は、所有する資産を売り渡して、現在市外でお住まいされています。住宅地自体が余りにも大きくなかなか買い手が見つかりませんが、今回、こちらに住まわれるため売買が成立しました。隣接する農地についても、野菜等の栽培をされると聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号8について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号9について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号9について説明します。調書は5ページ、参考図は14ページ、15
ページです。申請地は、農業振興地域外の白地農地です。
譲渡人は相続により農地取得したものの、居住が遠方により農地の管理が行え
ないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲
受人は当該農地近くに居住し、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号9については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。
譲受人はこれまでも、今回の案件の土地を賃借し、家庭菜園をしておりました。
これまでから土地を購入したいと、譲渡人と交渉重ねようやく売買で話がま
とまりました。譲受人は、購入後も変わることなく、家庭菜園を続けると約束し
ていただきました。今回の売買に私も推進委員も許可相当と判断いたしました。
ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読さ
せます。

事 務 局 事務局並びに中島農業委員の説明どおりで、農地利用の最適化の推進には問題
ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号9について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号10について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10について説明します。参考図は16ページから18ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は高齢でかつ遠方に居住し、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について遠縁にあたる譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜および柘、榊の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号10については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

譲渡人は、昨年はこの譲受人に水田すべてを売買されております。しかし、その時点で、農地のすべてを売買したと思っておられましたが、この2筆について残っていたことで、今回同じ譲受人に譲渡されます。不耕作地ですが、4月2日、杉本推進委員と現地確認に行ったところ、草刈はできていて、また40平方メートルの筆の方も耕運されており、作付けできる段階になっています。譲受人は、この地域での規模拡大中の担い手であり、今後も期待できる方ですので許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号44杉本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号44杉本です。

周辺地域に農地にも影響はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号10について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号10については、許可とすることに決定いたします。
議案第155号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第156号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号3について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第156号、整理番号3について説明します。議案書は6ページ、調書は7ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を駐車場にするための申請です。申請によると、親族が営む事業用車両の駐車場および、家族帰省時の駐車場がないことから、住宅に隣接する農地の一部を自己用駐車場として利用されます。新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　4条調書、整理番号3については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号1番緩利です。

申請地は、駐車場として、砂利等を敷くのみでアスファルト等の表面処理はありません。子が経営する仕事に必要な中型トラックと従業員の車2台、家族の車を駐車するため申請地の一部を転用することで申請されました。他に車を停める

場所もなく、今回の申請はやむを得ないと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号24岡本推進委員が欠席ですので、事務局に意見を朗読させます。

事務局 申請地は、現況雑種地で申請者の宅地に隣接しており、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化の推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号3について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。
議案第156号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第157号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」は先ほど審議を終えておりますので、**議案第158号「農用地利用集積計画の決定について」**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第158号について説明します。議案書は10ページからです。
今月の決定は11件です。11ページから13ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権及び使用貸借権の設定の面積は2万1,975平方メートルです。所有権移転の面積は、1,140平方メートルです。
借り手、貸し手および買い手、売り手と、農地の所在、面積、期間等は、14ページから16ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手・買い手の農地台帳による経営状況は17ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第158号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第158号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第158号については、以上であります。

議長 　続きまして、**議案第159号「甲賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について**」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第159号について説明します。議案書は18ページからです。
第1. 基本的な考え方については、2段目、甲賀市の農地は平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域の実態に応じた取り組みを推進し、対策の強化を図るとし、これについては、最適化の推進にかかる指針ということで、法で定めなければならないと決められているものです。
次の3段目には、特に中山間地では、高齢者、担い手不足、獣害、圃場の条件等で耕作が困難な区域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることで、発生防止解消に努めていく必要があると記載しています。一方、平地では、土地利用型の稲作が盛んなところもあるということで、農地利用の集積・集約化を図るとし、このためには、今年度から来年度に向けて「地域計画」を策定していかなければならないということで、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があると記載しています。
4段目は、以上のことから農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくように、具体的な目標と推進方法、また目標の達成状況に対する評価方法を定めるということで、前文にうたっています。これについては、令和3年度の12月総会で市が決めた甲賀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の中で、集積の計画、新規就農の計画、目標も踏まえて策定されています。これを基本として目標を定め、おおむね10年後の姿とされていますので、令和13年度末にはこの目標を達成できるために向け

た指針にしたいと考えます。改選期の3年ごとに検証・見直しをし、また単年度の目標についても詳細に計画を立てていくということで、前文にうたっています。単年度目標については、次の議案としていますので、後ほど説明いたします。

次ページ、20ページからですが、具体的な目標、推進方法及び評価方法として、まず、最適化推進の3つの1点目、1. 遊休農地の発生防止・解消については、令和5年4月現在、管内の農地面積4,910ヘクタール、これは中段の枠内に記載していますが、農水省の統計データをひろっています。また、遊休農地面積については、271ヘクタール、緑・黄区分の面積です。遊休農地の割合は5.5%ということになります。3年後、10年後の農地面積の目標については、過去の統計データから平均を出すと58ヘクタール/年減少しているということで、それぞれ3年後、10年後の農地面積を記載しています。遊休農地については、5年間で解消とあり、現状の271ヘクタールを5年かけて毎年1/5ずつ減少していく目標としています。

20ページの中段からは、(2) 具体的な推進方法ということで、毎年行っている利用状況調査、利用意向調査を引き続き的確に行う、利用意向調査の結果を踏まえた農地の利用調整をおこなう、また迅速に農業委員会サポートシステムに反映させ、農地台帳の適正な管理と公表を図るとしています。②の中間管理機構との連携については、これまでどおりです。③の非農地判断については、特に今年は具体的に進めていきたいと考えています。制度検討委員会等で協議をし、実施要領を整備していきたいと思えます。

(3) 評価方法については、遊休農地の割合により評価するとのことで、記載しています。

21ページです。最適化推進の2つ目になりますが、担い手への農地利用の集積・集約化についてです。現状は、管内の農地面積は4,910ヘクタール、集積面積については2,237ヘクタールで、集積率は45.56%です。これの目標の考え方については、先ほどの市の構想によると、令和14年4月には集積率を75%を目標になっています。案分して逆算すると、3年後は集積率55.93%、集積面積については表のとおり目標としています。中段の担い手の育成・確保については、参考にいただければと思います。

(2)の具体的な推進方法は、特に「地域計画」の作成・見直しということで、農業委員会としても地域ごとに、人と農地の問題解決のために、10年後の農業の在り方と「地域計画」の作成と見直しに積極的に支援するという表現をしています。タブレット等を使用した目標地図の作成に、農業委員会も関わり、協議をすすめていこうと思っていますが、具体的な進め方については、まだこれから市長部局と調整していかなければならないと考えています。②中間管理機構等との連携については、これまでと同じ考え方ではありますが、今まで以上に中間管理機構と連携を取り、機能の強化を図りたいと思っています。③利用調整と利用権設定は、特に中山間地等の区画・形状が悪く、受け手がないところについ

ては、必要な場合は、中間管理機構の制度がありますので、簡単な基盤整備、例えば水の集水が悪いのであれば水路整備を行ってもらいたいともしていきたいと思えます。

(3) 評価方法については、農地の集積率で評価していきたいと考えています。

次に23ページです。新規参入の促進の目標についてです。現状の12人の計上については、平成30年度から5年間の青年等就農計画認定申請者の合計で、目標としては、市の構想にもあるように最低でも1人は毎年新規就農していただけるようにということで目標値を挙げています。

(2) の具体的な推進方法は、関連機関の連携ということで、県や市の新規就農のフェアや相談会に参加いただけるよう働きかけをしていきたいと思えます。

③の企業参入についても、中間管理機構を活用し、推進していこうとするものです。④フォローアップ活動については、農業委員、推進委員は、新規参入者を地域が受け入れしてもらいやすくなるよう調整に努めていこうとするものです。

(3) 評価方法については、新規参入者の数で評価したいと思えます。

次ページ、指針の中で3つ目の項目ですが、「地域計画」の目標を達成するための役割とあります。「地域計画」に基づく、農業委員会の役割を以下の5点の内容で記載しています。

国は令和5年、6年度までに目標として、全集落で「地域計画」を策定しようとされていますので、この24ページの項目の第3について新しく盛り込まれています。説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第159号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第159号については、決定することといたします。
議案書の(案)を消していただきますようお願いいたします。
議案第159号については、以上であります。

議長 　続きまして、**議案第160号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和5年度最適化活動の目標の設**

定等（案）」について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第160号について説明します。議案書は25ページからです。

まず、26ページ、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」についてです。前年度までは、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」という様式で報告をしていましたが、今年度から様式が若干変更となっています。このページについては、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況です。農業委員19名、推進委員45名の体制で、農家数や認定農業者数、耕地面積などを掲載しています。

次に27ページでは、最適化活動の実施状況ということで、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積では、①で管内の農地面積、これまでの集積面積、集積率を計上し、課題としては、高齢化や耕作放棄地の増加、未整備田地域や中山間で圃場の条件が悪いことが集積の課題となっていること、また「地域計画」の策定が急務となるとしています。②では、令和4年度の集積目標を掲載しています。令和13年度末までに集積率75%となるように令和4年度の目標です。③は令和4年度の実績になります。目標に対する達成状況として98.3%となり、点検結果としては、おおむね達成としています。

（2）遊休農地の発生防止・解消では、①現状及び課題で、遊休農地267ヘクタール、うち緑区分247ヘクタール、黄区分20ヘクタールとなっています。②の目標で、令和4年度は、令和3年度に行った利用状況調査247ヘクタールの1/5に相当する49ヘクタールを目標にし、次ページ黄区分20ヘクタールを目標とし、その解消に向けた方策をあげていました。また新規発生した緑区分の遊休農地39ヘクタールは、すべて次年度に解消することを目標としています。③では、遊休農地の解消の実績ということで、既存緑区分、黄区分、新規発生した緑区分の解消実績面積をそれぞれ計上しています。④には、令和4年度に行った利用状況調査の内容を記載しています。点検結果については、緑区分の達成状況が35.1%、新規緑区分についても39ヘクタールの目標に対し3.1ヘクタールということをおまえ、未達成としました。

次に（3）新規参入の促進では、①で過去直近3年度の状況を、②は権利移動の面積目標で、下の※印にもありますように、農地法3条等で権利移動の発生した面積の平均207ヘクタールの1/10の20.7ヘクタールを目標値とした、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積としています。

29ページでは、実績について報告する項目ですが、4年度については、利用意向調査等で公表の可否について調整ができず、目標は未達成としました。参考として、4年度の新規参入経営体、取得農地面積を掲載しています。

次に2最適化活動の活動目標についてです。（1）では、推進委員等が最適化活動を行う日数を月10日とし、（2）では、活動強化月間の設定、設定回数3回に

対して実績は2回となりました。

30ページの(3)新規参入相談会への参加目標については2回、実績についても2回参加いただくことができました。目標の達成状況の評語については、

(1)活動日数目標、月10日が厳しいこともあり、結果として目標に対して下回る結果となったとしています。

次ページ31ページ、Ⅲ事務の実施状況では、総会の開催実績、農地転用にかかる事務の処理件数等、また違反転用はありませんでしたが、違反転用への対応ということで状況を公表します。

続いて、32ページからは、令和5年度最適化活動の目標の設定等の(案)についてです。Ⅰの農業委員会の状況としては、先ほどと同じです。

次のページ33ページは、Ⅱ最適化活動の目標ということで、(1)①では、これまでの集積の状況。②目標として、指針にもありましたように令和13年度末までに集積率を75%としたことから、5年度の単年における集積面積は117ヘクタールとしています。

(2)遊休農地の解消では、①で現状を掲載していますのと、②の目標で、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消ということで、4年度の利用状況調査で242ヘクタールでしたので、その1/5にあたる48ヘクタールを目標年、b黄区分については24ヘクタール、イ新規の緑区分の遊休農地は5ヘクタールを目標としています。

34ページ、(3)新規参入の促進では、①現状として直近3年度の状況。②の目標は、直近3年度の権利移動面積1/10の17.3ヘクタールを挙げています。

次に、2最適化活動の活動目標で、活動日数は10日/月としました。(2)活動強化月間の設定目標については、具体的な日にちは決めていませんが、3回を目標に設定します。(3)の新規参入相談会への参加目標は2回としました。説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第160号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第160号については、決定することといたします。

議案書の（案）を消していただきますようお願いします。
議案第160号については、以上であります。

議 長 続きますして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。

事 務 局 報告します。調書は35ページから36ページ、参考図は25ページから28
ページです。
今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が3件です。以上で
す。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました
ら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたしま
す。

議 長 続きますして、報告事項に入ります。
「事務局報告事項」について、お願いします。

事 務 局 ・滋賀県農業会議 常設審議委員会の結果
・経過と予定
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・令和5年度農事（農業）改良組合長名簿配布
・地域パトロール（6月実施）

議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。